

令和5年度 「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた県民向け支援事業一覧

R5. 5. 25ver.

分野	支援事業	支援分野	細々事業	概要	事業開始時期	担当所属				URL
						部局	課	係	問合せ先	
森林・林業	計画的な森林整備・森林の多面的機能の保全	財政支援	再造林加速化促進事業費補助金	森林所有者・伐採者・造林者による主伐再造林推進に係る協定締結や計画策定に係る取組みに要する経費に対して支援 補助率：1/2 再造林をさらに加速化するため、一貫作業、人工造林、下刈、雪起こしに対して、森林整備事業への上乗せ支援 人工造林、一貫作業、下刈（1 齢級まで）、雪起こし（1 齢級まで）：標準事業費の95%（うち本事業による嵩上げ10%）	通年	林政部	森林経営課	整備係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8490 (内線) 4384	
森林・林業	計画的な森林整備・森林の多面的機能の保全	財政支援	・森林整備事業費補助金 ・森林整備推進事業費補助金	森林の持つ公益的機能の高度発揮、災害に強い森林づくりの推進、循環型森林づくりの推進による林業・木材関連産業の活性化を図るため、森林所有者等が実施する森林施策に対して助成 補助対象：木材資源育成に不可欠な人工造林、保育（下刈）等 間伐、森林作業道整備 補助率：国3/10、県1/10 さらに木材生産林における人工造林、保育（下刈り、雪起こし）及び再造林と一体で行う鳥獣害対策の取組みと森林作業道整備に要する経費に対して嵩上げにより支援 補助率 人工造林、下刈（1 齢級まで）、雪起こし（1 齢級まで）：標準事業費の85%（うち県単独嵩上げ17%） 鳥獣害防除施設等整備（人工造林と一体で行うものに限る）、鳥獣の誘因捕獲：標準事業費の100%（うち県単独嵩上げ32%） 森林作業道整備（間伐・更新伐又は人工造林と一体的に実施されるものに限る）：標準事業費の80%（うち県単独嵩上げ12%）	通年	林政部	森林経営課	整備係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8490 (内線) 4384	
森林・林業	木質バイオマス利用の促進	財政支援	県民協働による未利用材の搬出促進事業費補助金	市町村、地域住民及び森林所有者等が取り組む未利用材の搬出及び搬出機械、伐採保護衣の導入、各団体主催の研修会に要する費用の一部を支援 補助率：市町村助成額の1/2	4月	林政部	県産材流通課	資源活用係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8483 (内線) 4363	
森林・林業	木質バイオマス利用の促進	財政支援	木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金	公共施設や多くの県民が利用する商業施設等への木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に要する経費の一部を支援 補助率：1/2 ストーブ 最大 500千円/施設 ボイラー 最大25,000千円/施設	5月	林政部	県産材流通課	資源活用係	(代表) 058-272-1111 (直通) 058-272-8483 (内線) 4363	